

# 会津若松市奨学資金給与制度の見直しについて

会津若松市教育委員会 教育総務課

## 1 趣旨（背景）

市はこれまで、住民税の所得割非課税世帯の高校生の方を対象に、高校在学にかかる費用として、年額5万円の奨学資金を給与してきました。しかしながら、近年、各都道府県による市と同種の給付金が創設されたことにより、併給のできない本市奨学金制度の利用者が減少している状況にあります。

このようなことから、現在の給与奨学金制度の内容を見直し、より利用しやすい制度とするものです。

## 2 新制度（案）の概要

内 容 : 高校へ入学した1年生と大学等へ進学する3年生に対し、それぞれ入学  
卒、進学卒として、返還不要の奨学金を給与します。

給与額 : 5万円

募集対象 : 保護者が市内に住所を有する、高校入学予定の中学3年生（新高校1年  
生）及び大学・専門学校等に進学予定の高校3年生。

所得の基準 : 県が実施している貸与奨学金の基準に準拠します。

その他 : 目的の異なる給与型奨学金や、同じ目的の貸与奨学金と併給できること  
とします。

※ その他詳細や現在の制度との比較は、別紙「奨学資金給与制度新旧対照表」をご覧ください。

## 3 実施時期

令和2年度から実施します。